

佐倉市民憲章推進協議会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、佐倉市民憲章推進協議会と称し、事務所を佐倉市役所内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、佐倉市民憲章の趣旨を徹底、推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を推進する。

1. 美しく清潔なまちをつくる事業
2. 公衆道徳を守り、スポーツを愛し、明るいまちをつくる事業
3. 歴史や自然を大切にし、おくゆかしいまちをつくる事業
4. 老人を敬い、子供を愛し、あたたかいまちをつくる事業
5. 創意と努力を持って豊かなまちをつくる事業

(組織)

第 4 条 本会は、別表(1)に掲げる佐倉市各種団体を代表する者、及び学識経験者の各委員をもって組織する。

2. 委員は、各種団体において選出する。
3. 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会長	1 名	部会長	5 名
副会長	2 名	副部会長	5 名
事務局長	1 名	監事	2 名

第 6 条 役員は総会において選出する。但し、部会長及び副部会長は専門部会で選出する。

2. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第 7 条 会長は、会務を統括し本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し又は代理する。

事務局長は、事業を分掌し専門部会を主宰する。

監事は、会計を監査しその結果を総会で報告する。

(名誉会長、顧問、参与)

第 8 条 本会に名誉会長を置き、佐倉市長を推挙する。

第 9 条 本会に顧問を置き、佐倉市副市長、教育長、上下水道事業管理者、社会福祉協議会長及び佐倉市市議会議長を推挙する。

2. 顧問は、役員会の諮問に応じて、その都度必要な助言を与える。

第 10 条 本会に参与を置き、佐倉市部長及び相当職の者を推挙する。

2. 参与は、各部会の諮問に応じて、その都度必要な助言を与える。

(事務局)

第 11 条 本会の事務を処理するため事務局を、佐倉市役所自治人権推進課に置く。

2. 事務局員は、佐倉市職員の中から会長が委嘱する。

(会議)

第 12 条 本会の会議は、総会及び役員会とし、すべて会長が招集する。

2. 総会及び役員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。
3. 総会は、毎年会計年度が終了後速やかに開催し、予算、決算、事業計画、規約の改正、その他必要な事項を審議する。

4. 総会及び役員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 役員会は、随時開催し、本会の運営について必要事項を審議する。

(専 門 部 会)

第13条 本会に専門部会を置き、それぞれの事業を分担する。

2. 専門部会の運営は別に定める細則による。
3. 専門部会の委員は役員会において定める。

(会 計)

第14条 本会の運営に要する経費は、市交付金及び賛助金、寄付金、その他の経費をもってあてる。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(そ の 他)

第15条 その他必要な事項は、役員会において定める。

附 則

1. 本規約は、昭和46年7月1日より施行する。
2. 昭和50年6月27日、一部改正。
3. 昭和52年5月28日、一部改正。
4. 平成 2年7月26日、一部改正。
5. 平成 4年7月 2日、一部改正。
6. 平成 5年5月 7日、一部改正。
7. 平成 6年5月18日、一部改正。
8. 平成 7年7月 6日、一部改正。
9. 平成 8年7月 5日、一部改正。
10. 平成 9年7月 7日、一部改正。
11. 平成11年7月 6日、一部改正。
12. 平成12年7月 3日、一部改正。
13. 平成15年7月 2日、一部改正。
14. 平成16年7月 1日、一部改正。
15. 平成17年7月 6日、一部改正。
16. 平成18年7月 1日、一部改正。
17. 平成19年7月 3日、一部改正。
18. 平成20年7月 6日、一部改正。
19. 平成21年7月 3日、一部改正。
20. 平成22年7月10日、一部改正。
21. 平成24年7月 9日、一部改正。
22. 平成26年7月 1日、一部改正。
23. 平成27年7月10日、一部改正。
24. 平成28年7月 8日、一部改正。
25. 令和 4年5月14日、一部改正。

確 認 事 項 (昭和52年度総会)

1. 30万円以内の修正予算は役員会で行うことができる。
2. 10万円以内の予備費の充当は会長が行うことができる。

専門部会運営細則

- 第1条 この細則は、佐倉市民憲章推進協議会規約（以下規約という）第13条により定める。
- 第2条 専門部会（以下部会という）は次により設置する。
- 第1 専門部会 規約第3条第1項に掲げる事業
 - 第2 専門部会 規約第3条第2項に掲げる事業
 - 第3 専門部会 規約第3条第3項に掲げる事業
 - 第4 専門部会 規約第3条第4項に掲げる事業
 - 第5 専門部会 規約第3条第5項に掲げる事業
- 但し、役員会で必要と認めた場合は、特別部会を設置することが出来る。
- 第3条 各部会に正副部会長を置く。正副部会長は部員の互選による。
- 第4条 部会は、必要の都度会長が招集する。
- 第5条 部会は、分担事業の実施計画を策定し、推進する。
- 第6条 この細則の改正は役員会で定める。

(別表1)

佐倉市民憲章推進協議会委員

【選出機関】	【定数】	【選出機関】	【定数】
佐倉工業団地連絡協議会	2	佐倉市体育協会	1
佐倉第三工業団地連絡協議会	1	佐倉商工会議所	1
佐倉市花卉園芸組合	1	佐倉市観光協会	1
佐倉市消防団	1	佐倉市鉢物組合	1
佐倉市PTA連絡協議会	5	佐倉ライオンズクラブ	1
佐倉市手をつなぐ育成会	1	佐倉ロータリークラブ	1
佐倉市青少年相談員連絡協議会	1	佐倉市校長会	5
佐倉市スポーツ推進委員 連絡協議会	1	佐倉市文化団体連絡協議会	1
自治会・町内会等連合協議会	12	佐倉市菊花連合会	1
佐倉金融懇談会	1	千葉みらい農業協同組合	1
佐倉市高齢者クラブ連合会	5	佐倉市畜産組合連合会	1
佐倉市更生保護女性会	1	佐倉青年会議所	1
佐倉市民ハイキングクラブ	1	佐倉市ボランティア連絡協議会	1
千葉みらい農業協同組合 佐倉地区女性部	1	学識経験者	若干名
佐倉市民生委員児童委員協議会	2		